

平成 19 年第2回まんのう町議会臨時会会議録  
 平成19年4月26日 開 議 午前9時30分

	議 長	<p>おはようございます。只今の出席議員は21名であります。定足数に達しておりますのでこれより平成19年第2回まんのう町議会臨時会を開会いたします。</p>
	町 長	<p>招集者であります町長のごあいさつをお願いいたします。町長 栗田隆義様</p> <p>皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、先ほど9時3分ごろ発生いたしました地震についてご報告申し上げます。震源地は愛媛県東予地方でマグニチュード5.4ということでございます。まんのう町におきましては、放送では震度4ということですが支所の測定では、仲南では震度4、本町では震度3、琴南町では震度2の計測をいたしております。また、すぐに学校などの公共施設の調査をいたしましたが今のところ被害は出ておりません。それでは、平成19年度第2回まんのう町臨時議会をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては年度当初の何かと大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。また、4月の23日夕方に建物火災が発生いたしまして痛ましい事故が発生いたしましたところであります。改めて火災予防の啓発に努めてまいりたいと考えております。本日お願い申し上げます議案は、法改正による税条例の一部改正に伴う専決処分、18年度予算の繰越に伴う委託契約の締結、固定資産評価審査委員の選任、同意の5議案であります。慎重審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。</p>
日程第1	議 長	<p>ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において</p> <p>7番 白川 美智子君</p> <p>8番 末武 弘道君</p> <p>を指名いたします。</p>
日程第2		<p>日程第2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、会期は一日間と決定いたしました。</p>

<p>日程第3</p>	<p>議 長 町 長  議 長 小亀議員   議 長 税務課長</p>	<p>日程第3 議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町 税条例の一部改正について）の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>それでは、ただ今上程されました、議案第1号、専決処分の承認について提案理由の説明を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律が、平成19年3月30日に公布されました。これに伴いまして、まんのう町税条例の一部を改正する必要性が生じたため地方税法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご承認を求めます。固定資産税では、バリアフリー改修促進税制の創設、鉄軌道用地の評価の特例の改正などがございます。ご審議の上よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。これより質疑にはいりません。質疑はありませんか。</p> <p>小亀重喜君</p> <p>失礼いたします。ただ今の議案なんです専決処分ということでその理由も妥当かと思うんですが、上位法の改正によつての改正ということで理解はしておるんですが、これはあの平成18年12月8日の第165回の臨時国会で成立した改正信託法に係る改正だと思ふんです。ただまあ、その改正信託法の意図としましては、新しい信託制度によつて法人税回避を防ぐための措置とかいうのが盛り込まれてるわけなんです、かたや、今町長のほうもおっしゃられたように高齢者等の居宅改修住宅の固定資産税等の減額というのが骨子になっているかと思ふんです。ただ、はっきりしていただきたいのが上位法の改正の狙いですねえ、これこれ、こういうことがあつて改正したということがなければ、それをそのまま町のほうにあてはまるという法的論拠というのが、ちょっとおぼつかないところがあると思ふんです。ですから、お知らせいただきたいのは条例改正によつて、例えばその変えることによつて当町の実際の税収面ですね、はどのような影響があるかを把握してからの改正がしかるべきだと思ふんです。まあそれをおつかみいただいているかどうかということです。それと専決処分なんです、さかのぼること去年の7月25日の臨時議会で専決処分は、できるだけ議会のチェック機能を果たすためには、あまり好ましいものではない、という判断だったかと思ふんです。で、他の自治体では3月定例にあがっている自治体があるんですねえ、議案審議として。なぜ3月定例であげて、議案としての専決でなくて審議ができなかったか、そのあたりの理由のほうをお聞かせいただけたらと思ふんです。よろしくお願ひいたします。</p> <p>税務課長 吉原孝一君</p> <p>ただ今の小亀議員さんのご質問でございますが、国のほうにおいてこの条例改正、税法改正のときにどうゆう目的かということでございますが、今手持ちにないですがわかりしだい議員さんのほうにも、先もってわかりしだいお伝えすることできれば伝えたいと思ふんです。</p>
-------------	---	---

<p>税務課長</p>	<p>い、これからですね伝えたいと思います。それから税収入による変更でございますが、今回の税改正におきましては、今説明ありましたバリアフリーこれにも当然減額でありますので、対象者が申請を行っての減額ということになりますので、あまりたいした影響はないと考えております。それから専決処分でございますが、法律の改正の公布が19年3月30日ということでございますので時期的にはちょっと、それ以前にはちょっと議会も開けないということになりますので、今回のご承認をいただくことになっております。よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長 小亀議員</p>	<p>小亀重喜君 そしたら、すいませんがまた後ほどで結構ですので、その税収面等の見込み変化等がわかりましたら是非ご開示いただけたらと思います。それともう一点、後段になります。バリアフリー関係で、今回その税制のこれはいうてみたら住民にとったらメリットのお話だと思うんです。ただまあその中で他の自治体を見ましたら、高齢者居宅改修住宅の固定資産の減額という措置がありながら、かた一方では減額を受けられない場合というのが明示されている自治体もあるんですねえ、見ましたら新築軽減が既に適用されている場合とか、耐震改修、耐震改修のほうも減額措置が中にうえにあげられていますよねえ、その場合と重なった場合には適用が受けられない、そうゆうふうな但し書きがあるんですがそのあたりはどうなんでしょうか。</p>
<p>議 長 税務課長</p>	<p>付け足します。あのう、いうてみたら2重適用に対しての条項というのが見あたらなかったと思うんですが、そのあたりのことをお聞きしとります。 税務課長 吉原孝一君 ただ今のご質問ですが、今回の条例改正の追加条例ですが、この中には一応、新築のはずすとかというのは含まれてないように思います。まあ、ちょっとそこまで調べての資料はないのですが、一応見た感じではないように思われますので、ちょっと、後ほど調べたいと思います。</p>
<p>議 長 小亀議員</p>	<p>小亀重喜君 すいません。これもあのう、実は例えば減免措置があるということで新しく条例が改正されたと、いうことで例えば住民の方が窓口に行かれて、そのとおりに詳しい申請をしますよね、そしたらこれ、前にこれがだぶっとるから、あんたこれ減額にならんわい。といわれましたら、これまた大変なことになりますので、その重複適用の可否につきましては是非開示いただいて、もしよければ広報等でもお知らせいただけたらと思いますので。以上でございます。</p>
<p>議 長 小亀議員</p>	<p>答弁いりませんか。 結構です。はい。</p>

<p>議 長 藤田議員</p>	<p>藤田昌大君 小亀議員とダブルところがあるかもわかりませんが、従来、条例改正についてですね、説明が不十分でないかなあと思うんですがね。税の改正の場合については住民負担、国民負担を増やすか、減らすかのどちらかなんですよね。ということはこれについては、こうこうこうゆう理由で必要なのでこうゆう改正をしました、とですね、例えば今のバリアフリー分というたらそうゆう福祉の部分で目的にしてですね、こういった軽減をしたいという目的があるだろうと思うんです。ただ説明の仕方ですね、僕もこれ読みみたら、えーわからんことが多いやないかいうのが多いんですね、条文条例の部分何条何項の部分でというたら、それ僕らがどなんしようかというたら、地方自治法から全部探しまわらなわからんのです。そういった部分については、どういう意図があるかですね、この部分、例えばたばこ税の部分やったらこういうあれがありますよ、小売店にはこういう部分があって、いろんなですね中身があると思うんですね。そりゃある程度やってもらわんと、ただ単に条文改正やから、どうのこうのいうの、わかりますけども承認、不承認ではないんです。理由がですね明らかになるような説明、議案をですね、是非だしていただきたい。それができんのやったら口答の部分ですね、こういう金額の変更とか、こういう上限が下がったとか、そういう部分であればこういう理由で上限を下げた、上げたそういう理由をですね、せめてそれぐらいは明らかにしていただきたいなあと思うんですが、税務課長どうでしょうか。</p>
<p>議 長 税務課長</p>	<p>税務課長 吉原孝一君 ただ今、藤田議員さんのご質問ですが、ちょっと私のわかっている調べた範囲で申し上げたいと思いますが、対照表を付けてあると思うんですが、1ページにつきましては信託法の改正ということでございますので、まあこれはあの、該当する人は課税がかかるということになります。それから次の31条の2項、これは法人法の改正ですか、これはまあ、条例で改正するというので今、税が動くいうあれはありません。それから次の3ページのたばこ税も特例のほうが廃止になって本条のほうに金額が入るということでこれも変更ありません。それから、次の131条、これも別に内容的に税の変更はございません。それから次の10条の2、4項、5項もこれも条ずれの改正でございまして変更ございません。それから次はバリアフリーの関係ですが6項です、6項はバリアフリーの関係でこれは申請者に対して減額の措置ができるということになります。続きまして11条の3、これも鉄道用地でございましてあまり、こう、税に影響するほどの額はないと思います。多少変更あるかもわかりませんが、あまり変更ないと考えております。続いて16条の2、たばこ税これも条ずれの改正でございまして変更ありません。それから17条の2これは、これも条ずれでございまして別に税の変更はございません。それから19条の2、これも証券取引法の法律銘柄、金融商品取引法に改正されるという改正でございましてこれも変更ございません。それから次の19条の3、これは特例の期限の延長でござ</p>

	<p>税務課長</p> <p>議 長</p>	<p>いますので、今現在のままが1年延びるということでございます。その次が第20条ですがこれも特例の期限が2年間延長するという改正でございます。それから20条の4、これも特例の期限を1年間延長ということで今と変更はありません。それから20条の5、これは、ちょっと該当者がもともと少ないわけでございます、日仏租税条約の改正ということで、フランスとの条約の場合に相手国の保険がはいっとる場合の控除でございますので町内におきましては影響ないと考えております。以上でございます。</p> <p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております、議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。</p> <p>これより討論にはいります。討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第1号専決処分の承認について、(まんのう町 税条例の一部改正について)を採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認されました。</p>
<p>日程第4</p>	<p>町 長</p>	<p>日程第4 議案第2号 専決処分の承認について(まんのう町 国民健康保険税条例の一部改正について)の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今上程されました、議案第2号、専決処分の承認について(まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について)の提案理由の説明を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律が平成19年3月30日に公布されました。これに伴いまして、まんのう町国民健康保険税の条例の一部を改正する必要が生じたため、地方税法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので同条第3項の規定によりご承認を求めらるものでございます。今回の改正は国民健康保険税の課税額にかかる課税限度額を53</p>

町 長 議 長	万円から56万円に引き上がる改正でございます。ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。これより質疑にはいりません。質疑はありません。
2 番 小亀重喜君	
小亀議員	たびたび申し訳ありません。これもあの前回、前条項と同様なんです。主旨は所得の高い世帯に有利な状況が拡大しているのを是正すると、所得の高い世帯におおぶんの負担を求めるということで、国民健康保険額の医療費の基礎課税の限度額53から56というのはわかるんです。ただまあ、今回の改正によって町内において負担が増える世帯がどのくらいの世帯数あるんだ。それからどのくらいの増収が見込めるんだ。ということをもとに、これを把握しておく必要があると思うんです。また把握したうえで国民健康保険税を見直して負担が増えた、特に高齢者世帯等がございましたら、それに対する軽減措置を合わせてどうするんだと、ということも一緒に検討してしかるべきだと思うんです。そのあたりの検討があったかどうか、把握があったかどうかをちょっとお聞かせ下さい。
議 長	税務課長 吉原孝一君
税務課長	ただ今のご質問でございますが、現在の数字で申し上げますと、今該当世帯157世帯でございまして3万円上がるということになりますと351万になろうかと思えます。それである、全体から考えますと、今5億4千5百万程の調定でありますので、まあ、一部にはなるかと思えますが、今後その税率について、また検討することがあるかもわかりませんが、その時には数字をいれての検討したいと思っております。
議 長	ほかに質疑はありませんか。
谷森議員	谷森哲雄君
谷森議員	先ほどの専決の第1号のときにも意見がありましたように、いわゆるいかに専決であってもきちんと議案を朗読していただきまして、そして特に税法に関しては非常に、こう内容が詳細かつ非常にむずかしいとそういうことで担当が先ほども意見があったのですが改正点とそれから現行、今までは現在はこちらであったと、そして改正後こうなりますよと、こいゆうふうには資料が付けていただいておりますので、この資料に基づいて現行はこうですと。改正はこれですよと。こいゆうふうにはきちんと説明をしていただきたいと、先ほどの時にも、小亀議員とか藤田議員からの議案の説明に対しての意見があったわけですが、やはりその、こいゆうふうには議案をきちんと朗読していただきまして、そして改正前、改正後、こいゆう資料が付けておりますのでこの資料に基づいての説明をお願いしたいと思っておりますが、この点町長いかがですか。
議 長	町長 栗田隆義君

町 長	<p>大変申し訳ありませんでした。このことにつきましては、担当課長より詳細を説明させていただきますのでよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ほかに質疑はありませんか。</p>
7 番 白川美智子君	<p>課長の説明 税務課長 吉原孝一君</p>
税務課長	<p>それではご説明申し上げます。新旧対照表のほうでございます。改正案として第2条の2項でございますが合算額の56万を超える場合には、基礎課税額は56万円とする。というまあ要するに限度の額が56万ということであります。まあ旧のほうは53万円でございます。その改正でございます。それから国民健康保険税の、つづきまして国民健康保険税の減額でございますが第14条、これにおきましても56万円、53万円が56万円と限度額であります。以上でございます。</p>
議 長	<p>7 番 白川美智子君</p>
白川美智子 議員	<p>56万になるのは所得がいくら以上あれば56万になるのでしょうか。</p>
議 長	<p>税務課長 吉原孝一君</p>
税務課長	<p>ただ今のご質問ですが、あの国民健康保険の算定ご存知のとおりでございますが国民健康保険、いやあの固定資産税、それからあの均等割、世帯割となっておりますので、所得もその内にはいりますが、ちょっと今手元にないですが全部含まれての合計ということになります。以上です。</p>
議 長	<p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p>
	<p>これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております、議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。</p>
	<p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。</p>
	<p>これより討論にはいります。討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p>
	<p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第2号専決処分の承認について、(まんのう町 国民</p>

<p>日程第 5</p>	<p>議 長</p> <p>町 長</p>	<p>健康保険税条例の一部改正について) を採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認されました。</p> <p>日程第 5 議案第 3 号 平成 1 8 年度まんのう町統合型 G I S データ整備業務委託契約の件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今上程されました平成 1 8 年度まんのう町統合型 G I S データ整備業務委託契約の締結についてご説明申し上げます。業務委託契約につきまして地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。</p> <p>契約の目的 平成 1 8 年度まんのう町統合型 G I S データ整備業務</p> <p>契約の方法 一般競争入札</p> <p>契約金額 1 3, 9 6 5 万円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 6 6 5 万円)</p> <p>契約の相手方 所在地 香川県三豊市高瀬町下勝間 6 7 0 番地の 1</p> <p>名 称 株式会社五星・国際航業株式会社共同企業体</p> <p>代表者住所 香川県三豊市高瀬町下勝間 6 7 0 番地 1</p> <p>名 称 株式会社 五星</p> <p>代表者氏名 代表取締役 浅野 雄嗣</p> <p>構成員住所 香川県高松市今里町 2 丁目 1 9 番 7 号</p> <p>名 称 国際航業株式会社 高松支店</p> <p>代表者氏名 支店長 村上 幸一</p> <p>これにつきましては、平成 1 9 年度 3 月議会で平成 1 8 年度の一般会計補正予算及び繰越の議決をいただいております事業について契約の承認をいただくものであります。これまでもご説明申し上げておりますが、町が利用しております地上データのうち複数の部局で使用するデータを一元管理し、共有することでデータの重複整備を防ぎ、各部局の情報交換を迅速にし行政の効率化と住民サービスの向上を図ることを目的とするものです。現在、同社と仮契約をいたしておりますので本会議でご承認をいただき本契約を締結するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。以上ご審議のうえご決定賜</p>
--------------	-----------------------	---

町 長 議 長 企画政策 課長	りますようよろしくお願ひ申し上げます。 企画政策課長 齋部正典君 それでは、議案第3号 平成18年度まんのう町統合型GISデータ整備業務の仮契約までの経過のご説明をさせていただきます。これはですね、GISといいますものは地理情報システムということでございます。地理情報システムというのはですね、そのものは本町で初めてのものではなくってですね、今までもすでに現在やっているものでございます。例えば航空写真をですね、画像に取り込んだりとか、法定外を取り込んだり、固定資産のほうでもやっております。これを今度は統合型にですねしているものでございます。皆さんのお手元にですね、説明資料をお配りさせていただいておりますので見ていただきたいと思います。1ページ目からですが、これは4月4日この日にですね、一般競争入札の告知をいたしました。これはですねえ、まんのう町契約規則第7条の規定によりまして条件付きの一般競争入札の告知を行いました。これはホームページ及び掲示板で公開をいたしましたわけでございます。この条件付きといいますのは、県内業者又は県内に事業所、支店、営業所があるものが対象とするものでございます。②ですが4月11日参加希望の申込の締め切りを行いました。これによりましてですね、18年度この今回の事業の意志表明の提出された業者が下に書いてございます4社、アジア航測株式会社四国支店、株式会社パスコ香川支店、朝日航洋株式会社高松支店、株式会社五星・国際航業株式会社共同企業体のこの4社が意志表明を提出されました。それによりまして、4月13日業者への資格の通知を送らせていただき一緒に特記仕様の送付を行いました。それをもちまして4月23日一般競争の実施を行ったわけでございます。なお、この特記仕様等はどうゆうものだという話になります。次の2ページをお開きいただきたいと思います。概要でございますが本業務の作業概要は、下記のとおりとするとありますようにですね、業務実施区域はまんのう町の全域194.17k㎡でございます。まずは1番にありますようにデジタル航空写真撮影、2番に基盤地図データの整備、まあ、あとその詳細は1番から10番まで書いてございます。また見ていただきたいと思います。3番にまんのう町の全図の作成、1万分の1また25千分の1、よく地形図といわれるものでございます。5番がデータの構造化、6番航空写真パネル作成、7番白図の印刷、8番地籍図のデータの整備、9番農家台帳のデータ整備、10番で道路台帳データ整備、次の3ページですが11番農道台帳のデータ整備12番で水道台帳のデータ整備、13番下水道台帳データ整備、14番法定外、農道、水路でございますがこちらのほうの整備、林道台帳のデータ整備以上これらのものをデータ化するものに対してですね、いくらの費用がかかりますか、ということでございます。次のページを開けていただきたいと思います。4ページでございます。現在まんのう町がですね旧3町、満濃、琴南、仲南地区として保有している電子データが記載してございます。○がついているのが電子データとして残っているものでございます。×でのこっているのはですね、これは紙ベースでございます。紙ベースであってもですね、これは更新業務をしていかなければな
--------------------------	--

<p>企画政策 課長</p>	<p>らない、同じように費用はかかっております。なお、紙ベースというのはですねその各課で紙の上に記載をしたりとか、データ管理上ですね、大変不便であるということがあります。その下の3番にですね、統合型GISを導入するメリットを書いていただきますのでちょっと読まさせていただきたいと思います。一番上からですが、住民が暮らしに必要な施設、観光、防犯、教育等様々な情報を、窓口またインターネットで閲覧・公開・印刷し受取ることができるようになります。その下ですが現在町が保有している様々なデータを有機的に統合することにより、建設、福祉、商工など住民サービス向上の為の新たな政策立案や生活基盤整備の計画策定が可能になります。まあ、例でございますが消火栓の位置を明記することによって防災、消防活動に役立つ、防火水槽の位置が明示することによってですね、住民の安心を高める。独居の高齢者の世帯をマーキングすることによってですね、福祉施策にですね充当、使用することが可能になりますと。また、過去の被災状況防災がらみですね、非難場所等をですね明示することによってですね、防災の地図、今現在総務課のほうで作っておりますが、そういうものとリンクさせた使用が可能になってくるのではないかと考えております。その下でございますがインターネットを介して住民に公開することにより、住民の意見、要望をくみとり町づくりを推進するコミュニケーションツールとして活躍すると考えられております。既存GISで更新予定である航空写真の撮影本体が本事業で行える。これはですね3年ごとに税務課のほうで評価替を行っているわけでございますが、それにあわせて航空写真を税務課は3年ごとに撮っております。まあ、今回は3町合併しておりますので3地域全体をもちろん航空写真を撮ることになりますが、その旧町との取合せとか、データ修正とかいうのを入れますと町の単独でまったくこれは税務課です、税金のことでございますので持ち出しでやるわけですが、だいたい5000万を超える金額が本来今年必要になってくるわけでございます。それを今回、この合併交付金というものによってですね、この事業に取組んでやることによってですね、町の持出しが不必要になるというメリットもあります。</p> <p>続きまして、下の複数部署で既存GISの維持管理に費用、労力を費やしていたのを一本化できる。これは上にも2番のところにいろいろデータ等を書いてございますが、例えば町道台帳であれば建設課、地籍であれば下の農林とかですね、というふうにバラバラの課で管理をしておりました。そこへ行かなければ逆にいえば見えなかった、町道を見たいというときには必ず建設課に行かなければ見えなかった。そういうものが今回のこのGIS統合型GISを導入することによってですね、全ての課でといいますか、もちろんガードがかかります。住民課で建設課のものは見る必要がなくなれば、例えば町道台帳なんかは住民課で見ることができると思います。でも税金の情報なんかは税務課しか見れませんか、地番情報が見れても課税状況は見れないとか、いろんな制限をかけてですね、役場の中でまた支所等にもですね共有した情報を流して住民の利便性を図ることが可能になってまいります。その下でございますが基本となる空間データが共有できる。まあこれは同じですね、今後導入する部署においても、空間デー</p>
--------------------	---

<p>企画政策 課長</p>	<p>タの共有により導入経費を節減できる。新規導入部署は、空間データの整備に費やす時間、費用を省略できる。共有する情報は権限を管理することにより、必要とする職員ごとに関覧できる情報の設定、制限が可能である。まあ工事調査がしやすくなる。メリットというわけではないんですが2002年の4月から測量法が改正になっております。これによりまして新しい地図を作成する場合には日本における公共測量はですね、日本測地系から世界測地系に変わっております。よってですね、世界に通用する手段としてこの方法を使わなければならないということになりましたので、今回新しく地形図をまんのう町は作るわけですがこれは、世界測地系で作成をする必要がございます。よって今までの地図は経緯、経度、緯度が実際の位置よりかですね、北西に約400mずれた地図を今現在まんのう町が使っております。よってまあ地図データの更新等もですねこの際すべてやっておくということがございます。次の5ページをお開き下さい。デメリットを記載してございます。デメリットといたしまして、初期導入費用が高額であるということがございます。今回は合併に対します交付金によりとりおこなうことですね、町の持ち出しは、かなり少なくてすむということがございます。次が統合型GISのアプリケーション、サーバ等の維持管理費が発生する。統合型にしたことによりましてサーバを持ちます。よってサーバのメンテナンス費用が今までございませんでしたのでこれが発生することになってきます。ただし、まあ利便性が高まるのとこの費用が発生するのとでは相殺されるのではないかと私は思っております。</p> <p>下ですが個別型はですね独自機能を持っております。各課にあるパソコンの中に独自に入っている部分ですが、独自機能を持っておりますがすべてのカバーする当ソフトはですね、個別型に比べて操作能力が少し劣る可能性はあると思われまます。以上がデメリットだと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。これより質疑にはいります。質疑はありませんか。</p> <p>2番 小亀重喜君</p>
<p>小亀議員</p>	<p>すいません。2点質問をさせていただきます。1点はこの契約の相手方となっておりますのが五星さん、それから国際航業さんの共同体ということになっておりますが、これは多分に推測しますにあの地元の五星さん、地元企業ということと、全国に名だたる国際航業さん、プロの技術だと思んですが一つ懸念しますが、今までの現存のまんのう町内のそういうふうな地図データ等五星さんがかなりお持ちではないかなと思っております。今回はいわゆるデータ整備が主でアプリケーション、サーバーは来年というか、事後ということになってますので、そのデータの中に既存に、もうすぐ使えるデータがあるのではないかな。それをデータ的に変換するだけで事足りる部分があるかなと思っております。となると多分、選ばれた4社の中でその五星さん国際航業さんの共同体というのは、基礎的な作業が本来前にすんどうははずやから、かなりお安くなったのではないかなと期待感を持っています。そのあたりの価格差というのは執行権の範囲にはいるかもしれませんが、十分な妥当性があるように感じられたかどうか1</p>

	小亀議員	<p>点。それからすいませんが、実はGISのほうは国のほうでは総務省だと思うんです。総務省の自治行政局地域情報政策課というのが、すごい、すばらしいあの導入マニュアルというのを一般の方でもダウンロードできるようにおとせるようになっています。その中でやはり、非常にいいことを書かれていますのが、とにかくこれらGISというのは今、町長のご説明それから企画課長のご説明の中にもありましたけど、庁舎内全員に共通の意識共通の活用意識がなければ結局全部が使えば使うほどかけたコストが生きてくるというお話になるかと思うんです。ただ残念ながらまあ庁舎内の何名かの方にお聞きしましたら、あれは企画課でやっとなことやということで、すいませんそれは誰とはいいませんが、ちょっとあの今のところは企画でやっていて、他の部署のほうではあまりその浸透していないような気がいたします。これはもう先ほど言われたように福祉行政から税制すべてのことに絡んでくるすごく大事な機能をもつ統合型なサーバになってくると思うんです。例なんですけれども、例えば掛川市さんなんかでしたら、これ町長からご発信ですけど横断的組織設置要綱というのをピシッと作られています。絶対にそれが委員会として入ってきて、全てがきちん意見なり大事な、どう思うかというのを入れていきましょう。いうのを発信されています。それから現在どんなデータでどんなふう困っているかというのは、宮崎さんなんかはこんなかたちでアンケートで取られています。今現在の地図情報がどんな不便さ、どんなところが欠けているのかいうのを感じているというのを1枚、1枚取っているんですね。このようなきちんとした全庁的な意見の吸い上げみたいなことをやられているかどうか、そのあたりをちょっとお聞かせいただきたい。まあちょっと戻りますけどこのマニュアルの中には非常にビジョンの策定から具体的な計画の策定、導入とすばらしい流れをかいとんですね。ただ先ほどのこの機を生かさなければもうない話やということで、ちょっと急がれすぎているところがありまして、導入へいきなりポンとはいったような気がして、いわゆる全庁的な取り組みにちょっと不安感があるんじゃないかなと、そのあたりの現状をさしさわりのない範囲でお聞かせいただけたらと思います。以上です。</p>
	<p>議長 企画政策課長</p>	<p>企画政策課長 齋部正典君</p> <p>小亀議員さんのご質問にお答えをいたします。まず1点 契約をしてるJVの五星さんと国際航業さん、これについての五星さんがですね、まんのう町内のデータをですねかなりのデータを持っているでないかと、それによって経費的にもかなり安くできるのではないかと、要はここが今回落札をしているわけですが、そういうちょっと有利性があるのではないかとことだと思えます。確かにそういうこともあってですね一番の安値で入札になって落札されたというふうに思っております。まあそれと町内のデータの使用等も全て五星さんが把握をされておる。すべてがまんのう町が五星というわけではないんですが、統合型にするということは共通仕様にもっていくわけですが、よって今回はこのJVをもってデータの更新はやるわけですが、来年また1年ごとに、毎年、毎年ですねデータは更新していかないとですね、やっぱりこれはなまものですから、どんどん新しいも</p>

	企画政策 課長	<p>のをどんとどんといれていかんと、まあ税制上もですね不公平感が生まれてくることもあります。ですからまあ、その都度その都度の更新業務というのはつきまどってきます。まあそういうことを考えていきますと共通仕様でいっていることは、つまり五星さんだけがこれからずっと取るというだけではないと思われま。そういう競争原理が働くように今回はなるようになっておりますのでその辺はそういうことをご理解いただきたい、妥当性があるというふうにふんでおります。</p> <p>それと、先ほどいわれました庁舎中全員に共通な認識があるのかどうかというご質問だったと思いますが、これはですね今までの流れといたしまして、現在既存のGISを各該当する部署がもっております。そういうのが今までずっと経緯あります関係です、今の職員の頭の中にはGISというのは、例えば道路台帳は建設課だという認識あるわけだと思います。ただ今回は共通のですねGISを入れることによって、例えば防災のことまた老人の医療、老人の福祉のこと等もいろいろ今度は多角的に広まっていくことはできます。よってですね、今回アンケート調査で各課のデータはもちろん、どんながありますか、どういうことがしたいんですか、もちろんいっぺん吸い上げております。が、今度は業者も決まりましたので各課のほうに行ってですね、再度微調整を今度することになります。そしてそれをもって将来的にはですね、今度はなにができますかと、費用は発生するけどそれをもってしても福祉に役立つ、税金にも役立つとかですね、様々なところに利便性があるようにですね、今度は庁舎の中での調整業務がついてくることになります。以上でお答えになったかと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
	議長 大西議員	<p>大西 豊君</p> <p>私も先ほど、小亀議員が質問しとりましたけどすばらしいシステムだと思います。例えば軽の乗用車に乗ると高級車のカーナビ付の携帯電話付のパソコン付という感じでどちらでも使えるんですけど、そのほうがより効率的ないうことで、ただ僕、あの昨日書類きて、今細かい資料くれてこれ小亀議員が先ほどいよりましたけど、総務省自治行政局自治政策地域情報政策課から出しとる資料があるんです。職員向けとか専門向けいうことで、ただ残念なことは私も何人かの課長さんにお伺ひしましたけど、この新しい、今課長は旧型のGIS知つとるか、皆知つとるいいますけど現実問題としては、こういう資料をもし今日これとる課長さんで見ただ方がおられたら手を上げていただきたいと思ひます。私も新しいシステムを導入するのは本当に結構ですけど、もう本当に財政力があつたらなんぼでもしてくれたいと思ひますけど、非常にあの厳しい財政上の中で、スクラップアンドビルドいうことで新しんを取り込む分には僕はこの議案には反対はしませんが、できたらあとから挙手、議長の許可をいただけるのであれば、こういうシステムの資料を見たことがあるかないか、お願ひですけど、それともう1つは県内において、県内においてどの地区がこういう総合型の、統合型ですか、統合型のGISを導入されておるのか。またあの、しておるんであればどういう会社がされておるのか、それと先ほどの課長のほうから経費節減に繋がるいうことをいよりましたけど、それではどれぐらいの金額の、</p>

	<p>大西議員</p> <p>議 長 企画政策 課長</p>	<p>金額を節減で試算されておるのか。それとも一つは新しいシステムを導入するんで、誰がどのようなかたちで入力するのか、例えばあの、まんのう町のホームページ見ましても、次々新しいシステムを導入するのはいいんですけど情報公開もしてもらいたいですけど、例えば旧の満濃町、あたらしいまんのう町も同じですけど例規集についても去年の9月に初めて情報公開されたし、その後においても条例が変わっと思うんです。やはりこういうものは有効活用、リアルタイムに更新することが価値があると思うんです。まあそういうこと本当はこういう職員教育の中でちゃんとしてから議案ででてくるのが僕は一番正しいではないかと思えますけど。それと、このシステムはどのくらいの耐用年数があるのか、旧型の方はおそらく旧3町において早く導入したとこ、遅いとこあると思えますけど。このシステムはどのくらい耐用年数があるのか。とりあえずその点についてご答弁をいただきたいと思えます。</p> <p>齋部課長</p> <p>それでは大西議員さんのご質問にお答えをいたします。まずは県内にこのようなGISを導入しているのはどこがあるのかということですが、申し訳ありません。すべてを把握しているわけではございませんが近隣では丸亀また三豊が導入してございます。香川県はGISの導入実績がかなり高い県でございます。全国的にもかなり高いレベルの県でございます。会社のほうはですね、三豊はもちろん地元ということで五星がとっていたと思えます。丸亀につきましては業者の方はちょっと現在、把握はしてございませんが、統合型ではないとまだ思えます。またこれが統合型に将来なっていけばですね、様々な共通仕様がでてくるのではないかと考えております。経費の削減はどのように考えているかということでございます。基本的には紙ベースであろうが電子データであろうがですね更新業務の費用は今でも現在かかりよります。毎年かかりよるわけですね、つまりその中で地形図なんかはですね、どういいますかね、作らなくてもいいわけです。例えば1つの課が地形図も作っています。データの更新もしてまします。Bという課のほうでも地形図も作ってデータの更新もします、というようなことは個別でやっている場合はこういうことが発生します。つまり同じことを2度、3度してるわけですね、それを統合型にすることによって1箇所が地形図を作成することによってですね、片方は作らなくていいということができます。つまりそういう一元管理をすることによって同じものを2箇所で作ることをしなくいいということになってまいります。具体的にいいますと例えば町道台帳を整備するとですね建設課が町道台帳を整備しましたと、ただ今度水道課のほうが新道ができたときにですね、例えば建設課が道路をいれました、今度水道課のほうにも管をいれますというときに水道課の図面は、その新しい道路の絵ははいっていない図面があるわけですね、それは水道課としては新しい図面の町道の絵をかかないかんわけです。その上に水道管をいれていく深さなんぼ、管種がなんとかということを入れていくわけですね。それを今度一元化することによって例えば建設課が道路台帳を整備することによって、それをそのまま水道課のほ</p>
--	--	---

<p>企画政策 課長</p>	<p>うにそれを使える。つまり全ての課が1つのデータを作ることを1つのデータをみんな持ちまわって有効利用することができるということでそのデータ管理に関しましては今よりは費用がかからなくなるということになります。ただし、その反面今いいましたように統合型にすることによりましてサーバを持ちます。そのサーバを持ちます関係でサーバの維持管理費用は発生するというようになります。費用的にはさほど変わらないことになってきてしまうとは思いますが、ただし、利便性とか住民サービスは格段に向上するのでこれはやっておく必要があると思っております。入力是谁がするのかということですが、基本的には職員ができることは職員でしていく。費用を削減してできるものは、業者にたよらずにですね職員でやっていくということになってこようかと思っております。あとはどういうタイミングでやるのかという話ですが、その都度やる部分もあれば、要は1年間まとめてですね更新をかける業務もあります。まあおのおのその業種によって様々な点がございまして一概にはいえません。システムの耐用年数はいくらかという話だったと思います。システムの耐用年数は機械類はやはり10年からそこそこだと思っております。ただこのシステムのサーバはですね、金額にして2台サーバを持つわけですがだいたい300万ぐらいですね、1台150万ぐらいと思っております。先ほどもいわれましたがこの秋に今回データ整備を行います。データ整備を行われましたらサーバの購入を行います。サーバだけでは機械が動きませんので中にソフト、アプリケーションを入れることになります。そのソフトがだいたい3000万ぐらいはかかります。ただしこのソフトのメンテナンスももちろんかかってはきますが、耐用年数的にはやはりサーバのことを考えた方がいいかと思っております。以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>あの、大西議員にお話をしときます。大西議員の質問の中で課長に挙手ということについては、私は許可をいたしません。よろしくお願ひします。</p>
<p>大西豊議員 議 長</p>	<p>はい、議長 関連して 内容は</p>
<p>大西豊議員 議 長</p>	<p>さっきの質問もれのことで。 大西 豊君</p>
<p>大西豊議員</p>	<p>先ほどあの課長のほうから、県内の導入しとる事例を聞きましたけど、折角これだけの金の高いソフトを買われるんですので入札に対して例えば、特に報酬を上げるときには近隣の市町村が、なんぼやきん、なんぼ上げることを執行者は特に盾に答弁します。あの私は執行権者である執行者がして議会が承認するんですけど、あの情報を一部開示してもらいたいんですけど、例えば丸亀市であればどのぐらいの金額で導入されたか、そういうのを、おそらく会社の名前がわからんですから金額はわからんと思ひますけど、そのへんについてはどのような調査をして入札にあたったか、県内も相当多くの市町村が導入されたといよりましたけど、私</p>

	大西豊議員	<p>の資料では総務省が発行しとる資料なんで、こと細かく職員向けにはこういうことをしなければならないとか、いろいろ多岐にわたって本当にもものすごいすばらしいシステムだと思います。まあ、そういうことを本来なら僕は事前に職員教育の中でちゃんとし、議員もこういう資料、私も今回議案がでてきたから、急遽、総務省のホームページをだして見てすばらしいものだなあとということを感じたわけですけど、あのしてないんだあと、何人かの課長に聞いたら知らないということだったんで、今議長権限でそれは許さないということでかまいませんけど、あの先ほどそういう近隣の市町村の導入しとるとこの調査をしたかしないか、その点についてお伺いいたします。</p>
	<p>議長 企画政策課長</p> <p>議長</p>	<p>企画政策課長 齋部正典君</p> <p>再度、大西議員さんのご質問にお答えいたします。近隣の市町村の調査をしたかどうか、それをどういうふうに関入に反映したかどうかだと思っております。基本的には、このGISというのは現在、既存でもあるというふうに関入してお話させていただきましたが、現在全国的に統合型にもう変わっております。つまり、まんのう町の中でですね、近隣はもちろん大事かもわかりませんが、今のまんのう町の中で最低限のGISを組むとして、どんだけの費用がかかるかというのが今回のGISの計画でございます。つまり、よそがどんだけしているからこんだけする。よそがこれだけしてないからうちがしない。そういうものでなくてやっております。つまりはまんのう町で必要なGISこれから将来にわたっても必要な、例えば今回の交付金が貰えるからやるというだけではなくて、要はそれを拡大、大きくしていくとおのずとそれに対して、更新費用がでてくることになります。いらぬものまでですね、要は車でもいえばそうですけれどいっぱいオプションをつけて買ったとしても使わないものではないわけです。つまり、その中で私どもが各課にアンケートを取ったというのはそういうところがありまして、まず最低限いるものはどれがあるかと、まず今使ってるやつが最低限いるもの、それと将来的にわたって必要になるであろうと思われるものも想定も多少はしておりますが、基本的にはベースになるものは今現在使っているものをベースとしております。それに上に重ねていくことは可能になくるというだけでですね、余分なものは現在の先ほどお配りしてございますが資料を見てもらったらわかりますように余分なものははいっていないというのが現状でございます。よって他の自治体がどのくらいの費用、どの程度の内容ということも言われとったわけですが、このGISもそうですが情報等もそうなんです日進月歩で、昨年1億したものが今年になれば1千万というふうにもう金額は大暴落しております。そういう中で今現在の中で一番できやすいもの、まんのう町が今回の合併の交付金いただいて考えられる、将来にわたって維持管理もして行ってですね、住民サービスが向上する最大のメリットをうむのはどうすればいいのかというのが今回のGISの整備でございますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>大西 豊君</p>

	大西豊議員	あの、さっき小亀議員も質問したでしょ。あの既存のデータベースがあるんだから入札金額に反映したかどうかということを、それを僕は、私はその分とやはり導入するんであるから、この価格が適正であるかどうか判断する基準、県内にも相当数入れとる、いよんですからそういう価格を参考にしたかどうかをいうことを聞いとんですよ。
	議 長 企画政策 課長	企画課長 齋部正典君 再度大西議員さんのご質問にお答えをいたします。今回のGISの入札にあたりまして、これは歩掛り表というものはございません。ございませんがこれに対しまして、国でも行っているやり方を採用しております。つまり、業者複数からの見積りをとってその見積りからの平均値をとります。高いものではなく安いものでもなく、なぜかと言いますと人的にできるものと機器類を使ってやらなければならないものがあります。機器類というのは統一的な機器類であればですね、これは算出が可能なんです各社のおの持っている機器類がちがいますので、A社、B社、C社あった場合には算出根拠が変わってくることになります。よって見積りを国が行っているやり方をもってやっております。つまり会計検査が来たときにも対応できるようにしておかなければならないというのが私どもの考え方でございます。以上でございます。
	議 長 本屋敷議員	3番 本屋敷崇君 えーとですねGISがどうのこうのは、まあ、3月に補正予算を通しとんでなんともいえんのですが、今回のGIS整備事業の委託締結なんですけれども、契約の締結なんですけれども3月の補正予算において2億4千万約、通っておりますけれど今回約1億4千万分というふうになってますが今回データ整備だけ、あとの1千万がサーバ、アプリケーション等々ということになると思いますけど普通に考えてですね、全部でとってドンのほうがですね、契約価格は下がるんでないかと考えるのが一般的なんだと思うんですけど、それをしなかった理由とですね、まあ今回指定、条件付というのに県内業者及び県内に事務所がある業者さんということなんですけれども、まあ多分これは、のちのちのメンテナンス等におけるものだと思いますけども、じゃ、アプリケーションを使ったときにですね、データを作ったけれどもそのデータにアプリケーションをのせてみると、ちがっていた場合とか出てくるんでないかと、膨大な量ですからあるんです、と思うんですけども。そこらへんをですね、データだけでドンと契約しとりますけれども、その中にはのちのちにどこまでメンテナンスとしてこの金額の中に入るんか。という部分、まあそこらへんまで全部含めたうえで今回の1億4千万近い値段でしとるのかどうかということだけお聞きしたいと思います。まあ、あとGISをどう使っていくかというのはですね、まあ皆さんいっとるように建設省もGISを進めておったりですね、まあそういうふうなんで教育のほうで使ったりですね、工事現場で使ったり等々の使い方がありますんでこれから大いに協議できていったらいいんじゃないか思いますんでよろしく申し上げます。

<p>議 長 企画政策 課長</p>	<p>企画政策課長 齋部正典君</p> <p>本屋敷議員さんのご質問にお答えいたします。1番、更新データの業者とそのソフトを入れるメーカーをわけた理由ということだったと思います。1番この分につきましては、やはり更新データ業務に優れたところというのと、データ、ソフトが優れたところというのは一概に一緒ではないところがございます。よってそういうことを勘案してこれは業者を、今回はデータが得意なところとかですね、ソフト分野にたけているところもいろいろございましたんで、そのへんでこれをわけたというのが理由でございます。</p> <p>2点目、条件付一般競争入札の条件をつけた理由でございますが、先ほど本屋敷議員さんも言われましたようにですね、まあこれはデータの更新をやるにしても様々なところでトラブルまた不都合が生じる可能性が十分にあります。1年間の契約が終わったあともですが瑕疵をつけるわけでございますが、それだけでは物足りなくやはり何かあったときにはですね、早急な対応をさせていただかな、やはり機器類、住民サービスに停滞をおよぼしてはいけない。ということでやはり県内事業者、要は電話すれば1時間以内ですねサービス体制が整えているという業者であってほしい。ということでその中に日本でも有数の業者がやはり何社かおりましたので県内の事業者で対応可能だということで条件付一般競争入札ということでさせていただきました。</p> <p>3点目アプリケーション等の中でですね、かなり今回ソフトの中の範囲が広いということです。広いということは、運用の上でかなり支障がでるおそれもあるのではないかとございまして。もちろんそれは、その都度その都度やはり更新、なに言うんですかね、あの修正をかけていってより使いやすいものに、もちろん変えていくことになってこようかと思っております。そういうことでよろしくお願ひ申し上げたらと思います。</p>
<p>議 長 本屋敷議員</p>	<p>本屋敷崇君</p> <p>修正をかけていくというご意見がありましたけども、だとすればですねこのあと多分残り1億の契約がでてくるんだと思いますけども、データを作ることによってデータを作ったあとにそれをアプリケーションによって表示するわけですけども、その表示したときの不具合というのもすべて今回の契約内容には当然はいつとるとしてよろしんでしょうか。</p>
<p>議 長 企画政策 課長</p>	<p>齋部正典君</p> <p>再度本屋敷議員さんのご質問にお答えします。アプリケーション上の問題なのか、データ上の問題なのかということを確認する必要があります。それは、導入の際にはですね、双方の業者なりにですね、同席また連携をとってどちらに原因があるのかを追求しながらですね、整備を進めて行くことになろうと思います。よろしくお願ひします。</p>
<p>議 長 本屋敷議員</p>	<p>本屋敷崇君</p> <p>ちょっと最後すみません長くなりましたけども。答弁はいらないんですけども、先ほども今後の運用においてデータ入力等々が</p>

本屋敷議員	職員さんでできれば一番コストも下がるし、運用面がよくなると小亀さんあと大西さんのほうからでとりましたんで、この契約内容の中に、はいるのかどうかわかりませんが、データ換算していくうえでですね職員にも、のちのち使えるようにですね研修等をしていただければと、もっともっと使いやすくなるのではないかと思いますんで宝の持ち腐れにならないようお願いしたいと思います。
議長 川原議員	18番 川原茂行君 あのちょっと大西議員さんの質問に対してね、ちょっと課長さん、町長はもう課長に答弁さすとういうことでございますので課長さんをお願いしときますが、議員側から質問しよることとちょっとずれがあるんですね。ずれがある場合は議長止めていただかないかん。といいますのは大西議員さんの質問は、要するに香川県は普及率が高いと、だからそらの調査を、いろんな調査をやつとるのかと、こういう質問をしよん。まんのう町にその中でいちばん適したやり方でやって下さい。のちのちも経費のかからない方法でやって下さい。そういう調査をやっておるかおらないかと、こういう問をしよんですよ。それを会検にあうようにやるのかなんとかじゃないんです。そこをまちごたらいかん。質問者と答弁者がくいちがう話をしたらいつまでやってもいかんのですから、質問しよんのにまともな答弁をいただかなんたら、くいちごたら、これ質問した側がわからんわけですから。これ議長よく判断してください。議長の立場で。この点を大西議員はお聞きしたと思います。で香川県の中で普及率が高いというからいろんなとこ調査されとんかと。そのとおりのやれといよんでないん。調査したうえでまんのうに一番適したのこういうやり方であったほうがいいんだと。こういう答えでいいんです。そこをちょっとお願いします。
議長	はい、今後あの考えてさせていただきます。
白川年男議員	4番 白川年男君 あの、この件に関してまあ橋をつくるとか、ものをつくるんだったら、まあまあ見積もりとか、そうゆうの、まあ、わかりやすいんですけど、こういう今現在あるこう地図、水道関係いろいろそれを結局、あの一元化すると。そうするとまあ、ある人さんに聞かれた場合に1億3千万のこうこう、こういうことをしたんじやと、そういうのわかりやすく、今まずまずデータはそれぞれの税務関係、それぞれはあるんだからそれを一元化すると、そして一箇所で見られると、そうすると今サーバが1台なんぼいうたんか、3千万まあそれが2台やったら6千万、まあ、ほかまあ、そらこのソフトというのはそれを一元化するソフト、そら確かに、そのへんを、まあまあわかりやすくあの、素人さんゆうんか、町民に聞かれたら1億3千万のわかりやすく説明、それ1点してほしいのと、あの私が思うのは結局ただ全体を各課の、あの情報一元化するとそれにほいだら6千万も7千万もいるわけですわねえ、サーバがああ3千万、あー3百万いよったか、3百万やったらちょっと、3百万だったらほか、まあ、具体的に、まあ、あんまり

白川年男 議員	<p>具体的にいうても、要はわかりやすくこれぐらいこうこう、このへんにお金が必要なんだと、昔、広島県にコンピュータをいれる時に入札1円とか、そいなことを聞いたこともあります。まあ確かにこの値段というのはあつてないようなもん、それもあの、なきにしもあらずとして今後のこの、だからそのわかりやすく、こうこう、こいなんでこれぐらいの費用がいるんだと。交付金だったら例えばあの、人口何人に対してなんぼと、そういうのわかりますけど、ここらの説明とあと先々のメンテナンス料があつてくると思うんですが、その2点、先々の費用とまあこれぐらいにこれぐらいかかったという、皆に、町民に聞かれても、ああなるほどこれで1億、これぐらいいるもんかなと、その2点ちょっとわかりやすくお願いします。</p>
議 長 企画政策 課長	<p>企画政策課長 齋部正典君</p> <p>白川議員さんのご質問にお答えします。住民にわかりやすく説明をする方法と申しますか、住民向けにわかりやすくという話です。今回のGISの整備は電子データ化する関係の費用でございます。航空写真これは旧3町が今現在の図面ですね、これは3つの旧3町の地図を貼り合せて作った白図でございます。それは、航空写真からおこしてきとるわけですね。20年、30年以前の航空写真からそれを更新しながら今にいたっているわけでございます。それを、今回このタイミングでですね、デジタル化による全町全てまとめたの194Km<sup>2</sup>のですね航空写真をまずとります。それで1つの継ぎ目もないですね大きな白図をつくる。まあ地形図つくるといふことで等高線はいったようなもの、これをつくります。ということですね。これは、全ての課でも利用はできるわけですが税務課なんかは特に3年に1ぺん、先ほども言いましたが評価替え等がございます。それに合わせて税務課は税収の不均衡にならないようにするためにですね、飛行機を飛ばしてですね、そういう航空写真をとつとるわけですが、今年がその年にあたるわけです。今回この事業がなかったとしてもですね町の単独で税務課は、数千万の費用をいれてでもですね写真撮影をする必要があったわけです。ですから今回この費用をもって、その税務課にも使える資料、また3町合併によりましてエリアが広がったこのところをですね、地形図を完全なものとしてつくり上げる。まず、まんのう町の本場の地図ができるというのが1点です。サーバとかソフトというのはですね、まだこれから先のことですから、先と言つてもまあ夏以降になろうかと思つています。ですからメンテナンス費用はいくらという話はですね、今のところはちょっとわかりません。またそれは議会のほうへですねご相談申し上げてのことになってきます。まあ、簡単にいえば今回のGISというのは、まんのう町が役場の中に一つ機械を入れてそこで全ての職員が画面上で必要な情報を見ることができるようになる。その情報をウェブ情報をインターネット等を使ってですね、住民にですね公開することができるようになる。家でおつても、町道台帳が見れるとかですね、まあ、いろいろな制限もかかるとも申しますが、そういう利便性が高まるんですよという話をさせていただければと思つております。以上でございます。</p>
議 長	白川年男君

白川年男 議員	<p>そうするとあの、そういう何か大きい機械なり、そういうのを入れるわけですかね。機械＋ソフトをそれにまあまあ1億円あまりかかると、そういうふう理解したらいい。それと全体をこう統合するソフトがいろいろありますね、今までの、それぞれのあのデータはもう集積されとんやから、あの各個人のいろんな情報をとか、そういうのを、それをほだから結局繋ぐソフトと、そういうふう理解させてもらいますね。それでわかりやすいと思いますから。</p>
議 長 企画政策 課長	<p>齋部正典君 白川議員さんのご質問に再度お答えいたします。機能的にはサーバという機械を持ちます。機械を持ってその機械の中に、機械は、がわ、だけですからその中に頭脳たるソフトを入れるわけです。そのソフトの中に今回のデータを入れてですね、ミックスしてそれを役場の中であれば全て線が繋がっております。庁舎内のランを使って各パソコン上でそれを反映させます。またその線を使って各支所へも繋がっていく。またインターネットとも繋がっておりますので住民のほうからのアクセスによってですねデータ、うちのほうからだせるデータというのももちろんありますが、だせる、だせないがもちろんありますが、だせるものを公開していくというものでございます。</p>
議 長 三好議員	<p>三好勝利君 おそらく私が最後の質問になろうかと思えます。えーともう時間もたっておりますし、でるぶんがでまして、私がお願いしたいのは答弁も必要やと思えますけど、これはお願いにでも町長の判断でどちらでも結構です。大きな高額な費用をかけて電子整備をなす、いうのはそれは十分わかります。最近見えますとこのわずかこの中で何千、何百、何年というデータがこれはいっとるわけです。わずか4千や5千の金額で、ですから金額が相当大きな金額ですからすばらしいデータベースができる。それは楽しみにしております。それは十分結構です。ただ、それによって今まで住民が来て台帳調べて、あっこれがちごとった、ほんで次の台帳、いうのに30分、へたしたら1時間かかる。今度は瞬時にして判断できるわけです。ねがわくば今、行革、行革さげばれておりますけど人員が相当余剰がでできます。ただし、もう何回もいいますけれどこれは公務員法で整理はできないんだと聞いておりますがそれはもういいません。ただし、その余剰人員をどうゆうふう活用して住民サービスを努めていくか。これがやっぱり管理職、これから執行長の腕の見せ所だと思うんです。そのへんはもう十分大きな設備投資するわけですから、それにまつわる住民サービスというのは別のこのGISですか、これに関してでなくて別の点で福祉とか、いろんなサービス面があるかと思えますけどそのへんはやはり大きな投資したけど、なんちゃ変わらんのというのではなくして投資しただけの効果は十分でとると、いうことはやっぱり今後腕の見せ所だと思いますので十分お願いしときます。これはもう結構です。</p>
議 長	<p>10番 藤田昌大君</p>

	藤田議員	<p>別に議員が最後や決める必要ないと思うんですが、あの多額な出費ですんで、えーと職員ですね、そのへんの訓練とか、そのへんの道筋をある程度明らかにしていただきたいと思います。今年して来年で、再来年バツとやるんでしょ、完全な執行については。完全にやる時にですね、どういう訓練に道筋があるのかと、それを受ける住民をどう説明していくのかというのが一番重要だろうと思います。どんな重要なことやっても多分受けられる人、100人が100人全部受けんのですねこれ、やりよる人、限られた人がやりよる部分があるんですよこのインターネットについては。まあそういった部分で、じゃその人らをどうかすかというのが1つ重要でないかなあ思う。まちづくりの1つの方法にする気があるんかないんか、ちゅうこと1つは。これをかてにしてですね、例えば上勝町が年寄り用のですね、お願いして年寄りでもいられるパソコンを導入して事業に参入していると。そういう部分があるんですよ。だから職員の訓練、職員のですねその事業発足までの道筋、訓練の道筋と住民に対する周知や住民がどこまで使えるかという部分ですね、それはつきり道筋立てながらやっていただければ導入したわ、今三好議員がいうた無駄遣いにならんような部分をですね、最大限努力はせないかと私は思うんですよ。まあそういった部分の過程ですね、それちょっとあれば答えてほしいなあと思います。以上です。</p>
	議長 企画政策 課長	<p>齋部正典君</p> <p>藤田議員さんのご質問にお答えいたします。今回のシステムを導入いたしまして19年度中にすべてのシステムが入力が可能になります。よって20年4月からは利用が可能になるわけですがウェブ情報としてパソコン上ですね、インターネットでどの程度までを公開していくかというのもまだ全部が全部詰めきってはおりません。まずは一番てみじかなところから広げていってですねとは思っております。職員の研修のほうは、まずこれから業者も決まればですが、決まればその中で、要はその課、その課の様々な使い方、運用の仕方があろうと思います。その点を調整しながらその機能を十分にいかすような研修を何度かもつ必要があるというのは認識しております。そういうことで運用はしていきたいと思っておりますので、ここんとこのご協力のほうをよろしくお願いしたらと思います。</p>
	議長	<p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております、議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員会の付託を省略することに決定しました。</p>

日程第6	議長	<p>これより討論にはいります。討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第3号平成18年度まんのう町統合型GISデータ整備業務委託契約の締結についてを採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。</p> <p>議場の時計で11時10分まで休憩したと思います。よろしくお願いします。</p>	休憩 11時00分
	議長	<p>休憩を戻しまして会議を再開いたします。</p>	再開 11時10分
	町長	<p>日程第6 議案第4号 平成18年度まんのう町情報基盤整備事業実施設計及び施工管理業務委託契約の締結についての件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今上程されました議案第4号平成18年度まんのう町情報基盤整備事業実施設計及び施工管理業務委託契約の締結についてをご説明申し上げます。業務委託契約について地方自治法第96条第1項第5号及び、まんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により下記のとおり議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>契約の目的 平成18年度まんのう町情報基盤整備事業実施設計及び施工管理業務</p> <p>契約の方法 指名型プロポーザル方式</p> <p>契約金額 7,245万円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 345万円)</p> <p>契約の相手 所在地 香川県高松市春日町1735番地の3</p> <p>名称 株式会社STNet</p> <p>代表者 取締役社長 落田 実</p> <p>これにつきましても平成19年度3月議会で平成18年度一般会計補正予算及び繰越の議決をいただいております事業についての契約のご承認をいただくものであります。これまでもご説明申し上げますがまんのう町の光ファイバー施設、住民向け町民情報の告知端末の整備、教育ネットワークの構築等の情報通信基盤を構築するものでございます。今回の委託契約の方法は、</p>	

町 長	<p>4社による指名型プロポーザル方式であります。さる4月5日に指名業者選定委員会を開きコンサル実績のある5社を選定しました。5社に対して意向を確認したところ4社からプロポーザルに参加する旨の返事がございました。これを受け4社に提案を受ける内容であります。仕様書を提示いたし4月20日に4社が提示したプロポーザル関係資料についてのヒヤリングを実施しています。コンサル側からの情報基盤整備に対する技術提案内容の説明と契約委員会からの質問を実施しております。4社から提出された資料及びヒヤリングの結果について、契約委員会において評価基準により評価についての審査を実施し決定いたしました。現在同社と仮契約を締結いたしてござりまして本会議でご承認いただき本契約を締結するものでございます。詳細につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。以上ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。</p>
議 長 企画政策 課長	<p>企画政策課長 齋部正典君</p> <p>それでは、議案第4号平成18年度まんのう町情報基盤整備事業実施設計及び施工管理業務のご説明を申し上げます。皆さんのお手元におくばりをさせていただいております。6ページを見ていただきたいと思います。この1番、4月の5日に業者選定委員会を開きました。それによりましてですね、下記に書いてございます指名業者5社を選定したわけでございますが、この選定の経緯を説明しておきます。指名願、まんのう町にこの19年度、20年度の指名願を提出されているというのがまず条件でございますが、その中に四国に本社、支店、営業所を所有するものであつて有線テレビジョン放送のですね、技術者また1級電気工事施工管理技師をもっているというのが条件、これが28社ございました。その中から7社を今度、同種の設計業務このようなFTTHFTTC等の同種の設計業務の実績をお持ちのところ7社ございました。この7社をもって業者選定をかけて、業者選定委員会の中でこの5社に絞込みをさせていただきました。これは実績と国の検査を、受検の経験値等を技術力等を勘案してこの5社にさせていただいたわけでございます。そして4月の6日提案書を提出していただくことになっております。見積書の提出依頼を行っております。これはまんのう町指名型プロポーザル方式取扱規定というものを告示をさせていただきまして、その規定によりましてこれを進めさせていただいております。そして18日第1次審査、書類選考でございますが契約委員会の中でこれを審査いたしております。なお、提案書この5社に対しての提案書、見積書の提出依頼をしたわけでございますが、上の業者読み上げます。株式会社STNet、ダックケーブル株式会社、社団法人日本農村情報システム協会、株式会社アイ・ティー・シー、西日本電信電話株式会社 香川支店この5つが提案対象でございましたが、そのうち1社、西日本電信電話株式会社 香川支店のほうより辞退願がでて参りました。よって4社で第1次審査を行いました。そして4番ですが、4月20日それに伴いますプロポーザルの実施、プロポーザルとは提案ということでございます。提案をしていただいたわけでございます。契約委員7名のところで、各持ち時間を持ちまして各業者からですね、自社の体制また技術力等をですね、提案を受けました。その中で最高得点、評価また採点基準を</p>

企画政策 課長	もうけて最高得点になったところを、今回のSTNetということになります。先ほどいいましたが1番関心があると思うのがですね、ちょっと紙ベースはございませんがこの評価、採点基準とはどういうもんだというお話になろうかと思いますが評価基準というのは業務実施方法どうであるか、実施設計業務の力量、事業費算出業務、また申請業務のやり方、施工管理業務、業務の実施体制、実績、設計金額その他という9項目の評価基準をもってその分に対しまして採点基準を4段階また5段階というかたちで、もってこれを審査をしたわけでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。
議 長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。これより質疑にはいります。質疑はありませんか。 3番 本屋敷崇君
本屋敷議員	えーと1つお聞きしたいんですけども、一般競争入札でなく指名型プロポーザル方式ということで見積出してきた金額といちばん低い人が落札するというかたちじゃないと思いますんで、それをいつてくれるのかどうか、ちょっとわからないんですけども各業者がもってきた、各業者さんがもってきたですね、見積書の値段とですね、プロポーザルしたあとによる得点、各会社の得点をですね、それを示すことは可能なんでしょうか。
議 長 企画政策 課長	齋部正典君 本屋敷議員さんのご質問にお答えいたします。今いわれましたように一般競争ではなくて指名、プロポーザルの指名です。この分の業者の見積はどういう状況だったか。という話でございます。これはお見せすることは可能でございます。なお、評価基準につきましては各人の評価基準というのはお見せすることができませんが、全体的には何点だった、だからここに決まりました。というのは公開することは可能であります。以上でございます。
議 長	本屋敷崇君
本屋敷議員	可能であるんでしたらその明示とですね、なぜSTNetさんに落札されたのかという説明をですね、お願いできたらと思います。
議 長 企画政策 課長	齋部正典君 本屋敷議員さんのご質問にお答えします。今、その採点基準表を私申し訳ございません。手持ちにもってございません。よってまた、企画政策課のほうに公開ということでお越しいただければと思っております。もう1点がSTNetになぜなったかというお話でございますが、もちろん、採点基準に従っていくと一番点数が高かったということがもちろんございます。その中でも、要は、そのこういう情報基盤をやっている業者自体がですね、かなり数が少なくなってきました。その少なくなってきた今回、まんのう町は明許繰越をもってやらなければならないとなれば単年度1年でこの事業を完結しなければならない、ということになってお

<p>企画政策 課長</p>	<p>ります。そういうことで1番の決め手は、もちろん技術力もさることながらバックアップ体制がどれだけとれるか。職員の体制づくり、また全社あげての応援体制を組織立てをして、まんのう町に来るというプロポーザルの時のですね提案をされております。そういう意気込みをかったというのもあります。以上でございます。</p>
<p>議 長 小亀議員</p>	<p>2番 小亀重喜君 すいません。今の本屋敷議員の、あの質問にちょっと関連することになるかと思うんですが、あの競争入札とプロポーザルの大きいちがいに着目すべきことだと思うんです。先ほど、9項目の中でいちばん最高得点ということなんですがそれは合計得点かなというふうに認識しているんです。気をつけなければならないのは、例えば今いわれたバックアップ体制が一番必要だったんだと。いうことなんですけどその評価基準の中に多分優劣があると思うんです。まあ極端な話をいいましたら全てが2番手の方が総合すれば1番になる。可能性っていうのがあるんですね、1番非常に1項目については滅茶苦茶秀でてはいるんですけどちょっと他が心もとないんで、ここだけはよかったんですけど他の項目のほうがダメだったと。これは審査上そういうことが起こってくると思うんです。実際には総合評価としては総合1位なんですけど、ここはずせないからここなんだと、そのあたりをどう判断されたのかを、実はすごくコンペの時に一番ありやすいケースですのでもちょっと教えていただけたら。</p>
<p>議 長 企画政策 課長</p>	<p>齋部正典君 それでは小亀議員さんのご質問にお答えをいたします。今回の決めるのにあたりまして評価基準またそれに伴う採点基準のことでございますが、もちろん先ほど私が申しましたのは、業務の実施体制の話にはなってこようかと思いますが、もちろんこの中で方針、業務、積算の力、申請をする業務、要は申請というのは電柱の占用申請がまんのう町内全域の電柱に歩いて、そのチェックをしなければならない。ということがございます。あと施工管理の力とですね、まあ様々な9項目があるわけですが、まあ私が先ほど言うたのはですね、業務の実施体制のことを言ったわけで9項目の中でもですね、すべてだいたい5点評価、最高5段階評価ですね、ですからそれが占めとるのも単純に5点しかございません。ただ私どもはやはり一番あの1年でやらなければならないためにですね、この実施の体制というのはですね、やはり関心はもっておりました。あと確かに優劣はつきます。例えばその申請業務は優れとったとしても、業務の実施方法、要はですね、まんのう町に現場事務所をもってくるということもあつたわけです。でも例えばS T N e t さんをご存知のように高松が本店です。ですから高松に本店もあるしですね、近隣にすぐにも体制づくりができると。というようなこともあつてですね、まあ多少まんのう町内に事務所をもつて機器類を置いて職員を派遣してということ提案された業者さんも2社ほどいらっしゃいました。まあそういうところはちょっとは、片方は1時間で来れる、というても片方は10分ぐらいでくるわけですね。まあそういうところの格差はあるわけですが、やはりトータル的にそういうところも平均</p>

<p>企画政策 課長 議 長 小亀議員</p>	<p>していった上でですね、やはり1番抜きにでていたのがS T N e t さんだったというのが今回の審査でございます。以上でございます。</p> <p>小亀重喜君</p> <p>どうもありがとうございました。それではそれに付け足してにまたなってしまうんですが、実際に審査にあられた方々というのは、あの庁舎内の職員の町長さんはじめ、かもしれませんが職員の方が採点にあられたのか、民間からどなたかはいついたのかというのが1点と、あとはもうなかなか分けにくいかもしれませんが実施設計及び施工管理となっておりますので、その設計業務と施工管理の業務あたりのその細分というか割合とか、それとか1番設計業務の中にも現場へ行くのが費用的にかかるのか、あとの実際の図面をひく作業がどんだけのウエイトになるのか、そのあたりのウエイトバランス何かもわかれば教えていただけたらと思います。</p>
<p>議 長 企画政策 課長</p>	<p>齋部正典君</p> <p>それでは再度、小亀議員さんのご質問にお答えをいたします。この契約委員は役場の中でやったのか、または民間に依頼をかけたのかということでございます。これは役場の中の職員また副町長さんはいっていただきまして実施をしております。もう1点ウエイトバランスのお話、金額的な今回の7千いくらでございますが、その分のウエイトバランスのことだと、でしたですね、これにつきましては、実施設計業務が約半分でございます。あと各種申請業務、つまりは電柱の添架申請、要は1本、1本人間が歩いてチェックをかけます。電柱番号調べて、電柱の強度を調べてそしてN T T なり四国電力なりに申請をするための絵柄を書いて、電送路の線をそこにのせたらどういう力関係が働くかということをするのが申請業務ですが、そちらのほうはほぼ半分ぐらいかかっております。まあ、実施設計業務の中には電送路の設計とか、加入者系の設計等も含んでおるわけでございます。以上でございます。</p>
<p>議 長 谷森議員</p>	<p>21番 谷森哲雄君</p> <p>従前のいわゆるこういう入札の場合には、いわゆる、まああの一般的には過去の建設工事とかについては、いわゆる最初に設計委託をして、それで設計業者が設計をしてそれに基づいて本庁やったら本庁のしきり価格を設定して、それで入札にかけるとこういうことですが。今回の事業、まあ第3号については、まあソフト的なシステム的なことがあったから特殊性があるということであの、やもえなかったかと思うんですが、議案第4号については実施設計及び施工管理業務委託、これは従来であれば工事の直接的な施工後、業者が出来るのではないかと私はこう思うわけです。それを今回は実施設計及び施工管理は別と、こういうのはいわゆるデータ関係の事業の特殊性いうんですか、それがあからこういうふうに分けたのか、この点お尋ねいたします。</p>

<p>議 長 企画政策 課長</p>	<p>齋部正典君</p>	<p>谷森議員さんのご質問にお答えをいたします。今回のこの第4号議案につきましては指名、一般競争入札なぜ指名、失礼しました。指名競争入札なんです設計がですね、要は見積をとっております。これはなぜかといいますと技術的な電送路の構築というのは型にはまったものがございません。つまりはノウハウが全てになります。過去の実績を基にですね、やっていただかなければならないF T T Hというのが、実際最近になって普及しましたわけでございます、今までがF T T Cという同軸ケーブルを使った線が多かったわけですが、現在F T T Hを実際やっているところ、この経験に基づいてないですね、そのセンター装置の考え方等もだいぶ変わってまいります。そういうノウハウをもっているところ、これはいろんな業者さんの考え方があります。それによって電送路の組み方も変わってきます。そしてその無駄な電送路を張る場合も変な話、力がなければそういうことも発生するわけです。つまり家が何軒かかたまっているところ持っていくケーブルの太さなんかもまちがうと、例えばそこにある程度家が増築されました時に、線が容量が足りないとかいうことも発生してくるわけです。つまり、そういうところのノウハウもですね、まんのう町全域を見ていただいてこのエリアにこういうやり方、線の張り方、こちらのこういう所というのが、これは決まったものがございますので、まさに経験を基に設計図を組んでいただかなければなりません。よって各社からの見積をとってその中でやっておりますが、今回の業者をS T N e tさんに決めるにあたって金額というのは9項目ある中の1項目でしかございません。つまりは私どもが決めとる金額がありますが、その金額のアンダーであればですね、基本的には考え方としては問題ないと思っております。そのあとの8項目で、私どもの期待に答えるところを選んで行くということにしております。以上でございます。</p>
<p>議 長 谷森議員</p>	<p>谷森哲雄君</p>	<p>えーとそれでしたら、いわゆるあの施工工事にあたっては常に施工管理者が、つきついたらなければ工事ができないのではないかなあと、まあこういうふうに思ったりするわけです。そしてまた、光ケーブルについても線が何種類かあるようですが、そういった点でいわゆる通常の土木建設工事とは、若干資質的にはいわゆる高度性いうんですか、そういうのが必要かと思いますが、只今の課長の説明によりますと非常にこう施工がむずかしいということで、当然私思うのは施工業者もそれなりの訓練いうんですか、経験ももっておるかと思うんですが、それでもなおかつ施工管理の業者いうんですか、業務が必要なのでしょうか。</p>
<p>議 長 企画政策 課長</p>	<p>齋部正典君</p>	<p>谷森議員さんの再質問にお答えいたします。施工に業者がついていなければならぬか。要は今回はあくまでも設計業務と設計をちゃんと工事の現場ですね設計どおりにちゃんとできているかと、いうことをチェックするのが施工管理業務でございます。工事業者は、また今回のこの設計書ができた時にですね工事を発注をかけることになります。あと施工について、線がいろいろある</p>

<p>企画政策 課長</p>	<p>と思うという話もございましたが、まあすべてをですね、今回は設計業務、設計をしたことをいろいろな機器類もこれもあります。線以外のセンター装置もあれば様々な機械類がつかます。それが機能をちゃんとはたすようにですね、やるのが今回の施工業務です。それによって例えば100メガのスピードが保てるとか、いうことがあります。工事業者はその指導に従って正確に工事を施工するという役割分担を担うことになります。以上でございます。</p>
<p>議 長 大西豊議員</p>	<p>大西豊君 あの認識不足なんですけれども選定の業者の株式会社STNetというんですが、僕も認識不足でまあ、どういう会社か過去の実績、県内どこで事業されたか、あの資本金等まあ職員の数とか、まず1番にお尋ねします。それともうひとつは、まちがっとなるかもわかりませんが、多分四国電力の子会社だと思いますし、今課長の答弁では今工事の部分はいろいろ云々いわれよりましけどまあとりあえず、そこへん。それともうひとつ、もう1点だけ、金額が1番安かったから全体的にあのよかったから、得点がよかったからと言われましたけど、金額の面では1番安かったのか、高かったけど優秀なかったのか、得点が高かったからか、その点について3点お伺いします。</p>
<p>議 長 企画政策 課長</p>	<p>齋部正典君 大西議員さんのご質問にお答えいたします。まずSTNet決まった経緯でございますが、まずは得点が一番もちろん高かったというので決まりました。その金額の占めるウエイトは先ほどいいましたように9項目のうち1つが金額でございましたが、金額勝負ではございませんですが、もっと安いところが実はありました。やはりその技術力また体制づくり、要は他の8項目で上回っていたと、いうところでSTNetさんに決まったというところでございます。役員とかは、あの会社の規模、また言われた話がございましたが、今先ほど言われましたように四国電力グループの子会社といたしますか、もちろん単独の別会社でありますSTNetという会社でございます。職員数もかなり抱えております。ちょっと今手元に申し訳ございません。資料等を持っておりませんので職員の数とか資本金とかいうのは、また指名願等も私どものほうでつかんでももちろんございます。また、公開はぜんぜん問題ございません。指名願ですので、お見せすることは可能でございますのでよろしく願いしたらと思います。よろしく願い申し上げます。周辺の実績でございますが、STNetさん自体もですね、香川県下でも様々なところで業務展開を行っておりますし、となりの池田のほうもですね、それと塩江も行っていると思います。塩江町この前いったところですが、そういうかたちで近隣のところにも事業展開をやっております。以上でございます。</p>
<p>議 長 大西豊議員</p>	<p>大西豊君 あのこれは議案としてきている案件です。過去においてはちゃんと我々質問する前に指名業者何名、資本金、従業員、それら</p>

	大西豊議員	<p>べて報告ありました。先ほど、先の議案でも同じですけどあの、五星さんはいろいろデータをもっとるから安いのではないかというところでその時は金額いいんですけど、これも私も今聞いて確かになったんですけど四国電力の子会社やいうことは電信柱1本、1本歩かなくてもデータをもっとります。と私は思います。今聞いたからそれ以上のことは言いませんけど、あのそれであればやはり、もうちょっと執行者は入札にあたって情報収集すべきだと思います。いい加減な答弁で僕はこれはいけないと思いますよ。他の議員はあのそれで了承するんならかまいませんけど。情報公開します、します。案件でてきとんでしょう。我々、おそらく、他の議員の方、これSTNet, これ調べてなかったら多分この会社か知らなかったと思いますよ。議長 おそらく、次々関連するからもう次々業者がだいたい見えてきますけど、あの質問に対して20億も光ファイバーシステムする中で議場の中にパソコン1つさえ持って来ておれば、そういうデータすぐでるんですから次々新しいシステム導入するのはいいんですけど、答弁する方もそれに似合った迅速な答弁を僕すべきだと思います。ちゃんと答弁してください。一応お願いします。</p>
	議長	<p>齋部正典君  それでは5分ぐらいあったら総務課長のほうで書類ができるらしいんで、どなんしましょうか。5分ぐらい休憩しましょうか。そしたら議場の時計で5分ぐらい休憩します。50分、12時10分前まで休憩します。 休憩 11時45分</p>
	議長	<p>休憩を戻して会議を再開いたします。 再開 11時50分  齋部正典君</p>
	企画政策課長	<p>失礼いたしました。大変貴重なお時間を申し訳ございませんでした。それでは大西議員さんのご質問にお答えいたします。このSTNetという会社のご説明でございますが、まず会社の概要でございます。この会社は株式会社STNetでございます。所在地は香川県高松市春日町1735番地3でございます。営業拠点は本店が高松にございます。あと設立年度まあこれは昭和59年7月2日、営業年数22年、資本金は100億、従業員数569名、売上高200億でございます。あと認定許可業務では第1種電気通信事業許可、国際標準化機構の認証登録も出来ております。プライバシーマークの制度の認証、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度の認定また一般建築業の許可等、様々な業種、通信電気、電気通信業務法等、有線テレビジョン業務法等をもってございまして、今回の私どもの業者選定の中に含まれてきたということでございます。この業者の業務実績でございますが、申し訳ございません。私先ほど塩江と申しましたが、塩江は他のメーカーでございました。あと香川県では東かがわの情報ネットワークの設計を取組んでおります。このあと情報通信関係ではですね、となりの県の徳島がおおございます。徳島はもう山間部でありますんで光ファイバーを殆んど張り巡らしている状況でございます。その中で那賀郡、吉野川市とか阿波市、勝浦、</p>

<p>企画政策 課長</p>	<p>上勝もうかなりのエリアあります。愛媛も西条市等もごございます。こういうところでイントラネットの構築とか、様々な地域情報化計画の策定をやっております。以上で会社概要と業務の状況のご説明とさせていただきたいと思います。あと、この評価基準によってこのSTNet決めたという場合のですね、得点基準、得点表ですね、何点だったんだという話でございましたんで点数は公表できますので点数の公表を行います。STNetは301点、ダックケーブル252点、システム協会193点、アイ・ティー・シー291点、こういう点数になりましてそれでSTNetに決まりました。先ほどもう1点ありましたのが、今回はプロポーザル方式でございまして最低金額の業者が落札するというものでございませんでした。金額的な見積はもちろん取る必要がございますので取っております。これはSTNetさんは税込みでございまして7,245万、ダックケーブルさんが6,720万、日本農村情報システム協会これが6,982万5千円、株式会社アイ・ティー・シーこれは7,245万これはSTNetと同額でございました。こういうかたちで金額のほうは見積の上ではでてまいったわけでございますが、私どものほうで大元の設計をしていく中で補助申請を行っておりますが、補助申請を行う中でおおまかな金額をつかんでおります。その金額は1億を超えるぐらいの金額を私どものほうでは精査した中ではつかんでおります。つまりそれから上の金額で提示された場合には全てこのプロポーザルには入れないということでございます。その中で、以下でございましたので今回の選定の中に入ってきていただく、金額もさることながら、やはり先ほど言いましたように得点によって9項目の得点、その他各エリアでやっている工事のですね実は内容等は、実はうちのほうで把握してございます。その市町に連絡をさせていただいて、要は工事業者のさることながら設計が本当に大事でございます。設計をしっかりとやっていただかんと安かってもですね、あとあと維持管理、メンテナンスに費用がかかったんではダメなんですね、そのところ実はあの様々なところの自治体にはですね、ちょっと電話で確認をさせていただいて、いうのも実はあります。そういう経緯の中でSTNetさんに決まっておりますことを、お伝え申し上げて答弁となるかどうかですがよろしくお願ひしたらと思います。</p>
<p>議 長 大西豊議員</p>	<p>大西豊君 先ほどの課長の答弁で電信柱1本、1本見ていかないかんとかなんとか、調査せないかんといいったけど、これグループだったらもう既にデータがあるんで、先ほどの議案とも一緒ですけどそういうあの費用の節減できる余裕があったんでなかったかと思えます。先ほどの答弁で電話で聞いたとかいよるけど、もうちょっと入札にあたっては勉強してもらいたいと思います。ちゃんと、我々議員が質問したことに対して即座に自信をもって答弁できるようにしてもらいたいと思います。そのへん、先ほど電話1本、1本調査せないかん、実際本当にこの会社は電信柱1本、1本あの人間の力で調査されるんですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>齋部正典君</p>

企画政策課長	<p>大西議員さんの再質問にお答えをいたします。もちろん全てのコンサル業務をされているところもそうですが、これだけの本数まんのう町内1万本近くございます。要はそれをするのに1つの会社だけでできるかということ、それはとても不可能のことでございます。要は協力会社なりを選んでまたいろんなところで人を集めてそしてやっていく、それは全てのコンサル同じやり方だと思っております。電力系のグループだったとしてですね、例えばそこで大変便益があったとしたとしてもですね、今回は最低制限の入札をやっておくのであればそういうことも加味する必要がありますが、あくまでも今回は提案型でございます。提案型ということはその費用をもって値引きをするということには繋がらないですね、プロポーザルというのはそういうかたちでございます。技術提案でございます。ですから今いわれましたように、例えば電力さんは電柱を全部管理しとんやから、その関連会社であれば安くなるが情報も手に入れられるがという話だと思っております、それはそういうのも含めての提案金額になっているということで把握しております。</p>
議長 大西豊議員	<p>大西豊君 えーと私もあの能力不足がどうかしゃんけど、理解しがたいです。基本的には今これだけ高度社会のこういう情報システムの中でデータをもっているところが安くなって高いいうことは、あのどんなに考えても僕理解できません。本当に1本、1本歩いて調べるならかまいませんけど、先ほど課長の答弁ではそういうグループ内でそういうのも含めていよるけど、それやったら僕安くないかんと思う。もうちょっとそういう入札に対してもう少し真剣に取り組んでもらって、あの我々議員、私だけかもわかりませんが、議長、ちょっと注意してください。この前の一般質問で笑ったり、いろいろ、議会を侮辱です。これは。議会の侮辱です。 （「異議あり」との声あり）</p>
議長 大西豊議員	<p>藤田昌大君 発言するならあとからいうてくれ。侮辱するんやったら。 他の議員が先ほどでも私の質問に対して、四国電力の子会社ということのをさっき休憩時間に聞いたら、知っている人だれもおりません。もう少し議会に対して真剣に取り組んでもらいたいと思います。</p>
議長 大西豊議員	<p>大西議員、あの要望ですか。答弁いるんですか。 いますよ。大事な問題ですよ。 （「会社の名前も知らんと・・・」）との声あり</p>
議長 企画政策課長	<p>齋部正典君 失礼をいたします。大西議員さんの再質問にお答えいたします。今のSTNetというのは四電グループであるということは、</p>

日程第7	企画政策 課長	<p>電力さんの情報ももっている。それであれば値段がもっと安くていいんじゃないかということだったんだと思います。これは一般的にはですね指名競争入札また一般競争入札であればですね、もちろん競争原理の中での最低値段が安いところになるということになります。今回はプロポーザルの提案型の指名競争入札です。この提案型というのはプロポーザルというのはあくまでも、その技術力です。つまり例えば今回は情報基盤の面整備またそのサブセンター、またセンター装置、様々な機器類を融合させてはじめて1つの機能が生まれます。ということは安く設備をしようと思ってもできるわけですね、ただやっぱり将来的にわたって長く安定した性能をもった機器を整備する能力があるかどうか。そのためには、そのための提案をしていただくわけです。だからこれは、提案型ということがご理解いただきたいと思います。単純に金銭的な指名なり一般競争ではありませんよ。ということでございます。以上ですか。よろしくまたお願い申し上げます。</p>
	議 長	<p>これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております、議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員会の付託を省略することに決定しました。</p> <p>これより討論には入りません。討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第4号平成18年度まんのう町情報基盤整備事業実施設計及び施工管理業務委託契約の締結についてを採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。</p> <p>暫時休憩をいたします。その暫時休憩ということでご理解をお願いいたします。 <span style="float: right;">休憩 12時10分</span></p>
	議 長	<p>休憩を戻して会議を再開いたします。 <span style="float: right;">再開 14時30分</span></p> <p>日程第7 議案第5号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についての件を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p>
	町 長	<p>ただ今上程されました、まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてをご説明申し上げます。まんのう町固定資</p>

	町 長	<p>産評価審査委員会委員に欠員が生じたため、地方税法第423条第4項の規定により次のとおり、まんのう町固定資産評価委員を選任いたします。</p> <p>住 所 まんのう町長尾1880番地</p> <p>氏 名 武内 修</p> <p>生年月日 昭和12年2月18日</p>
	議 長	<p>でございます。なお、補欠委員の任期につきましては前任者の残任期間といたしまして、平成21年5月11日までとなっておりますのでよろしくご審議のうえご承認いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>お諮りします。議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決いたしたいと思います。</p> <p>お諮り致します。ただ今議題になっております。議案第5号まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についての件を、これに同意することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第5号まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についての件は、これに同意することに決しました。</p> <p>以上をもって本臨時会に付議された案件審議は全て終了いたしました。これにて、平成19年度第2回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。</p>
	散 会	散 会 14時35分

地方自治法第123条第3項の規定により署名する。

平成19年4月26日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員